

実質的な一人会社オーナー役員給与の 給与所得控除部分の損金不算入措置 (平成19年度改正版)

業務を主宰する役員とは、法人の業務を主宰している(会社の経営に最も中心的な)役員1名を指す概念です。肩書きのみで判定するのではなく、実質的な経営の関わりにより判定します。「法35①、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度に関する質疑応答事例 平成18年12月 国税庁」

同族会社の所得等の金額として計算される金額とは、法人所得金額と、オーナー(業務主宰)役員給与を加算した金額を指すと考えられます。

【平成19年改正のポイント】適用除外となる基準所得金額が、800万円から引き上げられ、1,600万円に変更されました。(19年3月31日までに開始する事業年度は800万円となります。)

業務を主宰する役員が、特殊支配同族会社を複数かねている場合は、給与を合算し、各社に按分計算する必要があります。

業務主宰役員及び特殊関係者が、発行済株式総数(自己株式を除く)の90%以上所有しているかどうか。

Yes
業務主宰役員及び主宰者の関連者が、常務に従事する役員の過半数を占めるかどうか
No
適用なし

Yes
「直前3年以内に開始する各事業年度における所得等の金額の平均額」が1,600万円超かどうか。
(下記の判定式参照)
No
適用なし

Yes
「直前3年以内に開始する各事業年度における所得等の金額の平均額」が3,000万円超かどうか
No
適用なし

Yes
給与所得控除部分の損金不算入

No
当期中に業務を主宰する役員給与の割合が、所得等の金額の50%以下かどうか
(下記の判定式参照)
Yes
適用なし
No
給与所得控除部分の損金不算入
(直前3年以内に開始する各事業年度における平均額が、1,600万円超、3,000万円以下の場合)

常務に従事する役員とは、会社経営に関する業務を、実質的に日常継続的に遂行している役員をいいます。会計参与や監査役は会社の経営に関する業務を行う役員ではないので、通常は「常務に従事する役員」には該当しません。「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度に関する質疑応答事例 平成18年12月 国税庁」

業務主宰役員及び特殊関係者(業務主宰役員関連者)とは

企業再編、役員を選解任、報酬、賞与等、剰余金の配当等に係る議決権の90%以上を有する場合も適用されます。また、同一の内容の議決権行使することを同意しているものも含まれます。

親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族(民725)

- ① 業務主宰役員 (法人税法35条1項)
- ② 業務主宰役員の親族 (法人税法施行令72条1項1号)
- ③ 業務主宰役員と内縁関係の者 (法人税法施行令72条1項2号)
- ④ 業務主宰役員の使用人 (法人税法施行令72条1項3号)
- ⑤ ②~④以外のもので業務主宰役員から受ける金銭等によって生計を維持 (令72条1項4号)
- ⑥ ③~⑤に掲げる者と生計を一にする親族 (令72条1項5号)
- 法人 ⑦ ①~⑥が支配している同族会社等 (令72条1項6号、7号、8号)

【基準所得金額: 同族会社の所得等の金額として計算される金額の直前3年以内に開始する各事業年度における平均額】

	(欠損金調整後) 法人の所得	オーナー 役員給与	合計額
直前々々事業年度	5,000,000	11,500,000	16,500,000
直前々事業年度	4,500,000	12,500,000	17,000,000
直前事業年度	4,000,000	12,000,000	16,000,000
3事業年度の平均額	4,500,000	12,000,000	16,500,000
比率	27%	73%	100%

【Check Point】
同族会社の所得等の金額として計算される金額が
1,600万円以内の場合 → 損金算入
1,600万円超3,000万円以内の場合 → 50%以内かどうか
3,000万円を超えると → 損金不算入

【Check Point】
当期中に業務を主宰する役員給与の割合が50%以下かどうか
(1,600万円超3,000万円以内の場合)

判定	適用対象
当期のオーナー役員給与	13,000,000
所得に与える影響額	2,350,000

欠損金があるときは、調整が必要になります。

更新日: 2007年8月28日

Prepared: 税理士法人 川嶋総合会計
公認会計士 税理士 山田 善紀

適用時期: 平成19年4月1日以後に開始する事業年度について適用
[平成19年4月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しております。]